

市民意見聴取に係る施策の概要

案件名： 尼崎市たばこ対策推進条例の一部改正
(副題)

局課名： 危機管理安全局 危機管理安全部 マナー向上推進担当

施策の目的	たばこは、喫煙により多くの健康影響が指摘されているとともに、喫煙者以外の者にも受動喫煙による健康被害を与える。また、路上喫煙や歩きタバコが他人への火傷や吸い殻のポイ捨てなどといった社会問題を引き起こすことから、これらの課題に対して、市民及び事業者等を対象に総合的な取組を進め解決していく。この取組によって市民及び事業者等が健康的にかつ安全で快適に暮らし、過ごすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
現状・背景	○平成30年6月に「尼崎市たばこ対策推進条例」を制定し、望まない受動喫煙の防止に努めるとともに、路上喫煙禁止区域内における路上喫煙の禁止、及び本市の区域内における歩きタバコ吸い殻のポイ捨ての禁止といった喫煙ルールを明文化し、たばこ対策の推進に取り組んできた。 ○兵庫県においては、令和2年4月の改正健康増進法の全面施行に合わせて、県民の健康の維持増進を図り、とりわけ20歳未満の者及び妊婦を受動喫煙から守る観点を強化するため、受動喫煙防止区域における条例違反者に対する過料を規定した「受動喫煙の防止等に関する条例」を全面施行した。 ○現在、本市では市内13駅の駅前に路上喫煙禁止区域を指定する方針に基づき、JR尼崎駅、阪神尼崎駅、JR塚口駅、出屋敷駅の4駅を指定しており、令和5年度は、武庫之荘駅、阪急塚口駅、立花駅の3駅の禁止区域の指定を行い(令和6年3月1日指定)、残りの6駅は令和6年度に禁止区域の指定を行う予定である。 ○本市が、これまでに指定した路上喫煙禁止区域のうち、一部の禁止区域では喫煙所からはみ出て喫煙をしたり、飲料の空き缶等を喫煙所に放置したりする等、喫煙所内を含む周辺において喫煙ルールやごみの捨て方に関するルールが守られていない実態があり、受動喫煙による健康被害の恐れがあるだけでなく、駅前の景観を損ねていることから、路上喫煙対策の指導強化を求める市民の声が寄せられている。
課題	○市内全駅の路上喫煙禁止区域における、条例の実効性を確保するため、喫煙ルールの違反者に対し、過料処分を含めた対面指導の強化の必要性が生じている。 ○路上喫煙禁止区域内で喫煙ルールの違反者に対し、今後、直ちに過料処分を行う場合、一部の区域では既に兵庫県の「受動喫煙の防止等に関する条例」により、受動喫煙防止区域における違反者に対して指導や警告等を行った後に、過料処分を行う規定があり、重複をさけるために県と調整が必要になる。
施策の策定にあたっての考え方	○たばこ対策推進条例の実効性を確保するため、従来の取組よりも一歩踏み込んだ対面指導を強化することで、市民等の喫煙ルールの遵守とマナー向上の意識を高めていく。 ○人流が多い駅前において喫煙ルールを遵守することで、受動喫煙による健康被害の防止と身体及び財産などへの被害を防止するとともに、ごみのポイ捨てに関するルールの遵守により、駅前の景観保持に努め、駅前のブランド価値を高めていく。
意見を聴取するポイント	○尼崎市たばこ対策推進条例を改正するにあたり、市が取り組むべきたばこ対策について、広く市民の皆様のご意見を募る。 (現在の検討内容) ・路上喫煙禁止区域内で過料処分を行う是非、及び過料の徴収金額 ・本市が必要と認める私有地を路上喫煙禁止区域に含める規定の追加
市民意向調査(ステップ2)の実施手法	・令和6年3月20日(水)から4月2日(火)まで市ホームページにおいて意見募集を行います。 ・タウンミーティングを実施します。 第1回 令和6年3月21日(木)10:00 (会場は武庫西生涯学習プラザ ホール) 第2回 令和6年3月22日(金)19:00 (会場は中央北生涯学習プラザ 大ホール) 第3回 令和6年3月24日(日)10:00 (会場は小田北生涯学習プラザ 多目的ホール)
お問い合わせ先	危機管理安全局 危機管理安全部 マナー向上推進担当 〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館8階 電話番号(TEL) 06-6489-6581 ファックス(FAX) 06-6489-6686 メールアドレス(Eメール) ama-manasui@city.amagasaki.hyogo.jp